

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 26 日 (金) 第 194 号 の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 1

告 示

○西之表港港湾計画の変更の概要 (港湾空港課取扱い) 7
○志布志港港湾計画の変更の概要 (港湾空港課取扱い) 8

規 則

ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 6 号

ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則 (昭和35年鹿児島県規則第46号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「よりふぐ調理師」を「よりふぐ処理師」に改め、同条第 1 号中「ふぐ調理師試験の合格証書」を「ふぐ処理師試験の合格証」に改め、「ふぐの」を削り、「関する」の次に「試験に合格し、」を加え、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「第 6 条」を「第 6 条第 2 号」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とし、同条第 5 号中「自書したもの」の次に「。第 5 条第 1 号及び第 8 条第 1 号において同じ。」を加え、同号を同条第 4 号とする。

第 3 条 (見出しを含む。)中「ふぐ調理師名簿」を「ふぐ処理師名簿」に改める。

第 4 条中「免許証」を「ふぐ処理師免許証 (次条、第 6 条及び第 11 条第 2 項第 2 号において「免許証」という。)」に改める。

第 5 条及び第 6 条を次のように改める。

(免許証の再交付申請)

第 5 条 条例第 8 条第 3 項の規定による免許証の再交付の申請は、別記第 4 号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 写真
- (2) 免許証を損傷したときは、当該免許証

(免許証の書換え申請)

第 6 条 条例第 8 条第 5 項の規定による免許証の書換えの申請は、氏名を変更した日から 30 日以内に、別記第 5 号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 免許証
- (2) 戸籍抄本又は住民票の写し

第 7 条中「試験は」を「ふぐ処理師試験は」に改め、同条第 1 号ア及びイを次のように改める。

- ア 水産食品の衛生に関する知識
- イ ふぐに関する一般知識

第7条に次の1項を加える。

- 2 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号ロに定める者は、前項第1号アに掲げる試験の科目に係る筆記試験の免除を受けることができる。

第8条中「試験」を「ふぐ処理師試験」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 写真

(2) 前条第2項の規定により同項に規定する筆記試験の免除を受けようとする者にあつては、食品衛生法施行規則別表第17第1号ロに定める者であることを証する書類

第9条の見出しを「（合格証）」に改め、同条中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ処理師試験」に、「合格証書」を「合格証」に改める。

第10条から第14条までを次のように改める。

（ふぐ処理師の届出）

第10条 条例第13条の規定によるふぐ処理師の届出は、別記第8号様式により行うものとする。

（営業の届出）

第11条 条例第14条の2第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 届出者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名及び生年月日）

(2) 営業所の所在地

(3) 営業所の名称又は商号

(4) 営業の種類

(5) 1日当たりのふぐの平均処理数量

(6) 専任のふぐ処理師の氏名及び登録番号

- 2 条例第14条の2第1項の規定による営業の届出は、別記第9号様式の届出書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けていることを証する書類の写し

(2) 専任のふぐ処理師の免許証の写し

- 3 条例第14条の2第2項の規定による営業届出済証（次条から第14条までにおいて「届出済証」という。）は、別記第10号様式による。

（届出済証の再交付申請）

第12条 条例第14条の3第1項の規定による届出済証の再交付の申請は、別記第11号様式の申請書により行わなければならない。

- 2 前項の場合において、届出済証を損傷したときは、当該届出済証を添えなければならない。

（届出事項の変更の届出等）

第13条 条例第14条の3第3項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第12号様式の届出書により行わなければならない。

- 2 条例第14条の3第4項の規定による届出済証の書換え交付の申請は、別記第12号様式の申請書に届出済証を添えて行わなければならない。

（営業所の廃止の届出）

第14条 条例第14条の3第5項の規定による営業所の廃止の届出は、別記第13号様式の届出書に届出済証を添えて行わなければならない。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

別記第1号様式中「氏名 印」を「氏名 」に、「ふぐ調理師免許申請書」を「ふぐ処理師免許申請書」に、「ふぐ調理師の」を「ふぐ処理師の」に、「ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則第2条」を「ふぐの取扱いの規制に関する条例第6条」に改め、同様式注を削る。

別記第2号様式中「ふぐ調理師名簿」を「ふぐ処理師名簿」に、「は り つ け
欄 」

「貼 付 欄」に改める。

別記第3号様式（表）中「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ処理師免許証」に、

「は り つ け を 「 貼 付 欄 」 に、「ふぐ調理師の」を「ふぐ処理師の」に改める。
欄 」

別記第4号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に、「ふぐ調理師免許証再交付申請書」を「ふぐ処理師免許証再交付申請書」に、「ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則第5条」を「ふぐの取扱いの規制に関する条例第8条第3項」に改め、同様式注を削る。

別記第5号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に、「ふぐ調理師免許証書換え申請書」を「ふぐ処理師免許証書換え申請書」に、「ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則第6条」を「ふぐの取扱いの規制に関する条例第8条第5項」に改め、同様式注を削る。

別記第6号様式を次のように改める。

第 6 号 様 式 (第 8 条 関 係)

収 入 証 紙	鹿 児 島 県 知 事 殿	年 月 日
		住所 氏 名 年 月 日 生

ふぐ処理師試験受験願書

私は今回施行されるふぐ処理師試験を受けたいので、ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則第 8 条の規定により関係書類を添えて申請します。

別記第 7 号様式中「ふぐ調理師試験合格証」を「ふぐ処理師試験合格証」に、「ふぐ調理師試験に」を「ふぐ処理師試験に」に改める。

別記第 13 号様式を削る。

別記第 12 号様式中「氏名 印」を「氏名 」に、「ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則第 14 条」を「ふぐの取扱いの規制に関する条例第 14 条の 3 第 5 項」に、「営業届済証」を「営業届出済証」に改め、同様式注 1 を削り、同様式注 2 を同様式注とし、同様式を別記第 13 号様式とする。

別記第 11 号様式中「氏名 印」を「氏名 」に、「営業所届出事項変更届出書」を「営業届出事項変更届出書」に、「変更を」を「変更が」に、「ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則第 13 条第 1 項」を「ふぐの取扱いの規制に関する条例第 14 条の 3 第 3 項」に、「同条第 2 項」を「同条第 4 項」に改め、同様式注中 1 を削り、2 を 1 とし、3 を 2 とし、同様式注 4 中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に、「免許証」を「ふぐ処理師免許証」に改め、同様式注 4 を同様式注 3 とし、同様式を別記第 12 号様式とする。

別記第 10 号様式中「氏名 印」を「氏名 」に、「ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則第 12 条第 1 項」を「ふぐの取扱いの規制に関する条例第 14 条の 3 第 1 項」に改め、同様式注 1 を削り、同様式注 2 を同様式注とし、同様式を別記第 11 号様式とする。

別記第 9 号様式中「ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則第 11 条第 1 項」を「ふぐの取扱いの規制に関する条例第 14 条の 2 第 1 項」に改め、同様式を別記第 10 号様式とする。

別記第 8 号様式中「氏名 印」を「氏名 」に、「営業所届出書」を「営業届出書」に、「ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則第 11 条第 1 項」を「ふぐの取扱いの規制に関する条例第 14 条の 2 第 1 項」に、「1 日平均ふぐ処理数量」を「1 日当たりのふぐの平均処理数量」に、「ふぐ調理師を置いている場合には、その」を「ふぐ処理師の」に改め、同様式注 1 を削り、同様式注 2 (1) 中「(昭和 22 年法律第 233 号) 第 52 条第 1 項」を「第 55 条第 1 項」に改め、同様式注 2 (2) 中「ふぐ調理師の免許証」を「ふぐ処理師のふぐ処理師免許証」に改め、同様式注 2 を同様式注とし、同様式を別記第 9 号様式とする。

別記第 7 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 8 号 様 式 (第 10 条 関 係)

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

届 出 者 住 所
氏 名

年 月 日 生

ふぐ処理師届出書

ふぐの取扱いの規制に関する条例第13条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 就業所の所在地
- 2 就業所の名称又は商号
- 3 その他

附 則

- この規則は、令和3年6月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前のふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第441号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定により、西之表港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

なお、変更後の西之表港港湾計画は、鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番1号）において縦覧に供する。

令和3年3月26日

西之表港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

港湾計画の変更の概要

平成5年2月12日鹿児島県告示第256号によりその概要を告示した西之表港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 水域施設計画

航路・泊地（変更）

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
洲之崎地区	7.5	1

2 係留施設計画

岸壁（変更）

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
洲之崎地区	公共用	5.5	2	一般船用
		7.5	1	一般船用

なお、これに伴い、既設の洲之崎地区防波堤50メートルを撤去する。

3 臨港交通施設計画

(1) 道路（変更）

名称	起 点	終 点	車線数
洲之崎埠頭線	洲之崎埠頭	県道伊関国上西之表港線	2

(2) その他の施設（追加）

名称	面積（ヘクタール）
駐車場	1

4 港湾環境整備施設計画

緑地（変更）

地区名	面積（ヘクタール）
洲之崎地区	1

5 土地造成計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用途
洲之崎地区	6 (6)	埠頭用地
	2 (2)	港湾関連用地
	2	都市機能用地
	1 (1)	交通機能用地
	1 (1)	緑地

備考 括弧書は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地造成計画面積で内数である。

6 土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用途
洲之崎地区	6 (6)	埠頭用地
	2 (2)	港湾関連用地
	2	都市機能用地
	1 (1)	交通機能用地
	1 (1)	緑地

備考 括弧書は、港湾の開発，利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画面積で内数である。

7 その他の計画

(1) 小型船だまり計画（変更）

地区名	港湾施設の種別
洲之崎地区	航路・泊地，防波堤，岸壁，物揚場，埠頭用地

なお，これに伴い，既設の中央地区防波堤70メートルを撤去する。

(2) 国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設（追加）

地区名	港湾施設の種別
洲之崎地区	航路・泊地，岸壁

(3) 大規模地震対策施設計画（追加）

地区名	港湾施設の種別
洲之崎地区	岸壁

(4) 船舶の物資補給等への対応（追加）

地区名	港湾施設の種別
中央地区	岸壁

8 港湾の効率的な運営に関する事項（追加）

西之表港において，港湾の利便性やサービスの向上等，港湾の効率化を図るため，港湾利用者のニーズを十分把握するとともに利用促進活動を進める。

鹿児島県告示第442号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定により，志布志港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

なお，変更後の志布志港港湾計画は，鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番1号）において縦覧に供する。

令和3年3月26日

志布志港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

港湾計画の変更の概要

平成5年10月6日鹿児島県告示第1712号によりその概要を告示した志布志港港湾計画について変更した事項は，次のとおりである。

大規模地震対策施設計画（追加）

幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

岸壁

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
新若浜地区	公共用	16.0	1	一般船用